

フードバレーとかちPR用具貸出要綱

【目的】

第1条 この要綱は、フードバレーとかちの普及を図るため、フードバレーとかちPR用具（以下「PR用具」という。）の貸出に関して必要な事項を定めるものとする。

【PR用具の権利】

第2条 PR用具に関する一切の権利は、フードバレーとかち推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

【貸出対象】

第3条 PR用具の貸出を受けることのできる者（以下「使用者」という。）は、フードバレーとかちの推進に資する活動を行う企業・団体及び個人とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を行なわない。

- (1) 使用者が暴力団員又は暴力団関係事業者である場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (4) PR用具を故意に滅失・又は損傷する恐れがあると認められる場合
- (5) フードバレーとかち及び協議会のイメージを傷つけると認められる場合
- (6) その他会長が許可しないことが適切であると判断した場合

【使用申請等】

第4条 前条第1項の規定によりPR用具の使用の承認を得ようとする企業、団体及び個人は、次に掲げる書類を協議会に提出しなければならない。

- (1) フードバレーとかちPR用具貸出承認申請書(第1号様式)

なお、タペストリーの貸出を受けようとする者は以下の条件を満たさなければならない。

ア. 十勝産素材を活用した商品を提供していること

イ. フードバレーとかち応援企業であること(PR用具貸出申請時に応援企業への登録申請可)

- (2) 企画書その他PR用具を使用する事業の概要がわかる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

【貸出決定】

第5条 会長は、前条の貸出申請書を受理したときは、申請の中身を審査し、貸出の可否を決定し、フードバレーとかちPR用具貸出決定書（第2号様式）により通知するものとする。

【使用上の遵守事項】

第6条 PR用具の貸出を受けた使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) PR用具を決められた期限までに返却すること。
- (3) PR用具を使用するにあたり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、協議会は一切の責を負わない。
- (4) PR用具を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用者の不注意によりPR用具を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任において

修復すること。ただし、長期間の使用による自然劣化が原因の場合は、その限りではない。

- (6) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、協議会やフードバレーとかちの名誉・信用を失墜させることのないよう努めること。

【変更の通知】

第7条 使用者は、使用許可を受けたPR用具の使用条件が変更となった場合、速やかに協議会に通知をしなければならない。

【貸出決定の取消】

第8条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、貸出の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項の各号のいずれかに該当していると認められた場合
- (2) 第6条に規定する事項を遵守せず使用していると認められた場合
- (3) その他、会長が取り消すことが必要と認める場合

【細則】

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

フードバレーとからPR用具使用承認申請書

年 月 日

フードバレーとから推進協議会

会長 米 沢 則 寿 様

住所（所在地）：

団 体 名：

氏 名（代表者氏名）：

印

電 話 番 号：

フードバレーとからPR用具貸出要綱(以下「要綱」という。)に従い、フードバレーとからPR用具使用の許可について、下記のとおり申請します。なお、PR用具の使用にあたっては、要綱第6条の内容を遵守します。

記

1 事業名	
2 使用目的	
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 使用希望 PR用具	<p>使用を希望するPR用具の□内に✓をつけ、必要数を記入してください。貸出しの状況から、希望に添えない場合があります。</p> <p>□のぼり 本</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>のぼりを使用希望する場合（□内に✓をつけてください）</p> <p><input type="checkbox"/> 「やっぱり十勝はフードバレー」版</p> <p><input type="checkbox"/> 「おいしい十勝に感動」版</p> </div> <p>□タペストリー 枚</p> <p>※タペストリーの使用を希望する場合は、十勝産素材を使用した商品名を以下に記載願います。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>※書ききれない場合は任意の様式に記載のうえ提出願います。</p>
5 担当者連絡先	<p>氏名</p> <p>TEL</p> <p>E-mail</p>

フー ド 第 号
平成 年 月 日

様

フードバレーとから推進協議会
会 長 米 沢 則 寿

フードバレーとからPR用具貸出決定書

年 月 日付で申請のあったフードバレーとからPR用具に関する貸出しについては、
適当／不適当と決定しましたので通知します。

記

1 事業名	
2 使用目的	
3 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 PR用具 貸出数	のぼり <input type="checkbox"/> 「やっぱり十勝はフードバレー」版 本 <input type="checkbox"/> 「おいしい十勝に感動」版 タペストリー 枚
5 使用条件	

※使用上の遵守事項

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) PR用具を決められた期限までに返却すること。
- (3) PR用具を使用するにあたり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、協議会は一切の責を追わない。
- (4) PR用具を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用者の不注意によりPR用具を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任において修復すること。ただし、長期間の使用による自然劣化が原因の場合は、その限りではない。
- (6) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、協議会やフードバレーとからの名誉・信用を失墜させることのないよう努めること。